

熊本市震災復興本部設置要綱

制定 令和8年（2026年）8月14日市長決裁

（設置）

第1条 令和8年熊本地震による被災からの復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより、復旧・復興活動を効果的かつ迅速に推進するため、熊本市震災復興本部（以下、「震災復興本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 震災復興本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 復旧・復興の方針、重要な事務事業、復旧・復興における各施策の進捗状況、法令等の制定及び改廃並びに国、県等の動向その他復旧・復興に関する情報等について、全庁的な周知を図ること。
- （2） 庁内連絡会議が方針決定した事項の進捗状況についての報告を受け、実施段階における課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。
- （3） 前号に掲げるもののほか、復旧・復興における各施策及び事務事業のうち、その課題の解決のため全庁的に意見を求めることが適当であるものについて報告を受け、課題等に関する意見交換及び対応の方向性の協議を行うこと。
- （4） 復旧・復興における重要な計画等について、年度ごとの評価、目標及び取組に関する審議、決定その他の進行管理を行うこと。
- （5） 復旧・復興に関する当面の課題について、意見交換及び論議を行うこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事務

（主宰及び構成）

第3条 震災復興本部は、市長が主宰し、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する構成員以外の事案に関係ある者を震災復興本部に出席させることができる。

（会議）

第4条 震災復興本部は、市長が必要と認めるときに開催する。

（庁内連絡会議）

第5条 震災復興本部に庁内連絡会議を置く。

- 2 庁内連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 震災復興本部の所掌事務のうち意見交換及び対応の方向性の協議を行う案件について、論点整理及び事前調整を行うこと。
- （2） 全庁的な周知を要する事項等について連絡調整を行うこと。
- （3） 震災復興本部が復旧・復興における重要な計画等の進行管理を行う場合において、事案を整理すること。

- 3 庁内連絡会議は、復興総室長、全ての局等（局、区役所その他局に相当する組織をいう。以下同じ。）の主管部長及びこれに相当する職にあると市長が認める者で構成する。
 - 4 庁内連絡会議の議長は、復興総室長をもって充てる。
 - 5 議長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する構成員以外の事案に関係ある者を庁内連絡会議に出席させることができる。
- （庶務）

第6条 震災復興本部の庶務は、政策局復興総室において行う。

- 2 復興総室は、震災復興本部の経過及び結果の概略を記録し、保管しなければならない。

別表（第3条関係）

震災復興本部構成員

市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会議長その他市長が指定する者

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）8月14日から施行する。